様式第１－１（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

 年 月 日

公益財団法人大阪産業振興機構

　理事長　津組　修　様

 申請者 住所

 名称　自然人にあっては氏名

 及び代表者の氏名 　 印

平成３０年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

（中小企業等外国出願支援事業）

間接補助金交付申請書

　中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第６条第１項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱（中小企業等外国出願支援事業）（平成２９年３月２８日付け２０１７０３１０特第５号）及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成３０年３月２９日付け２０１８０３２０特第２号）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①法人 |
|  | ②個人事業者 |
|  | ③事業協同組合等 |
|  | ④商工会、商工会議所 |
|  | ⑤ＮＰＯ法人 |

２．申請者の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資本金 | 従業員数 | 法人番号 | 業種 |
| 円 | 　 　人 |  |  |

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

【確認事項（□にチェック）】

[ ] 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。

※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している。

・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している。

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている。

３．申請案件種別（いずれかに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （外国出願） |  | （参考：国内出願） |
|  | 　 | ①特許出願 |  |  | 　 | ①特許出願 |
|  | 　 | ②実用新案登録出願 |  |  | 　 | ②実用新案登録出願 |
|  | 　 | ③意匠登録出願 |  |  | 　 | ③意匠登録出願 |
|  | 　 | ④商標登録出願 |  |  | 　 | ④商標登録出願 |

４．外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |

５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日本国出願番号 |  | 出願日 |  |
| ＰＣＴ国際出願番号※ＰＣＴ国際出願の場合のみ |  | 出願日 |  |
| ハーグ協定に基づく国際登録番号 |  | 国際登録日 |  |
| 出願人 |  |
| 登録番号 |  | 登録日 |  |
| 権利者 |  |
| 発明・商標等の名称 |  |
| 発明・商標等の内容 |  |

※「４．」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とＰＣＴ国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※ＰＣＴ国際出願の場合は、ＰＣＴ国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「４．」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「５．」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

６．外国特許庁への共同出願の有無

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 有 |  | 無 |  |

（有の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同出願人 | 権利の持ち分 | 費用負担割合 |
|  |  |  |
|  |  |  |

７．外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 発明・商標等の名称 |  |
| 発明・商標等の内容 |  |
| 出願人 |  |
| 発明者等 |  |
| 出願（予定）国　 |  |
| 出願スケジュール |  |
| 審査請求スケジュール（審査請求制度があるもののみ） | □出願と同時（同日）（注１）に行う□移行国の期限内に行う□日本の審査を待ち、審査請求を行う□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入 |  |

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

　・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合

　・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合

　・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「４．」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注１）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

８．間接補助金交付申請額

 　　　　　　　　 円

（内訳）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 |  |  |
| 間接補助金申請額 |  |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

９．外国特許庁への出願の動機・目的

|  |
| --- |
|  |

10．出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

|  |
| --- |
|  |

11．出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

|  |
| --- |
|  |

12．出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

|  |
| --- |
|  |

13．過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

|  |
| --- |
|  |

14．外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

　　※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類

（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

|  |
| --- |
| （選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり） |

15．間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 可 |  | 不可 |  |  |
| 不可を選択した場合にはその理由 |
|  |

　　※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別に

ついて、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断に

より、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16．外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 有 |  | 無 |  |

（有の場合のその内容）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者名（自治体等） |  |
| 対象となる案件の出願番号 |  |
| 出願国 |  |
| 助成制度の内容 |  |

17. 確認事項（□にチェック）

[ ] 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第１１条に定める事項（様式第３による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。

[ ] 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第２１条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。

[ ] 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。

[ ] 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第４条（４）及び第２１条に定める事項（補助事業完了後５年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。

[ ] 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第４条（５）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。

[ ] 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

18．担当者及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者（職名及び氏名） |  |
| 電話番号 |  | メールアドレス |  |

様式第１－１の別紙第１ （選任代理人に依頼しない場合は不要）

 年 月 日

 法人等にあっては名称

及び代表者の氏名　宛て

（申請者） 　選任代理人　住所

 　 名称　自然人にあっては氏名

 及び選任代理人の氏名 印

平成３０年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への

協力承諾書

　平成３０年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

１．外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出

（１）外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

　　①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願（ハーグ出願）の場合

＜国際事務局（WIPO）に直接提出した場合＞

①「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」等

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）

＜日本国特許庁を通じて提出した場合＞

①意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則第１３規則（１）に基づく日本国特許庁発行の通知

（ハーグ出願の願書【DM/1】及び付随書類を含む）

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）の場合

①日本国特許庁長官発行の商標法第６８条の３第３項に基づく通知

　（マドプロ出願の願書【MM2】及び付随書類を含む）

　なお、事後指定の場合は、マドプロ出願の願書【MM4】のみで可

②国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）

（２）外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

　※現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表

等）

⑤その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑥「実績報告書」の「２．間接補助事業の収支決算（２）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィ

シャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費

用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、

現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（１＄＝○円等）も記載すること。

※交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人

が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、様式第１－１の別紙第２（証明書）

を提出する場合は、上記の③・④の提出は不要とする。

※ハーグ出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

④「実績報告書」の「２．間接補助事業の収支決算（２）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

　※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金の際の為替レート（１CHF＝○円等）も記載すること。

※マドプロ出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

④「実績報告書」の「２．間接補助事業の収支決算（２）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×

WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金

の際の為替レート（１CHF＝○円等）も記載すること。

※出願国において、日本の中小企業も利用できる出願料等の減免制度がある場合は、積極

的に活用すること。

２．上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁及び国際事務局（WIPO）が発行する出願受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

３．申請者・補助事業者からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

４．その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

確認事項（□にチェック）

[ ] 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第４条（１）に定める事項（本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。

[ ] 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第２１条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。

[ ] 出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に対し明確に説明した。

様式第１－１の添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　 | 添　　　　付　　　　書　　　　類　　　　一　　　　覧 |
| 法人 | １．登記簿謄本等の写し２．会社の事業概要（注１）３．役員等名簿（注２）４．直近２期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類　　（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））６．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）７．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）８．先行技術調査等の結果（注４）　９．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し10．その他補助事業者が定める事項 |
| 個人事業者 | １．住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し２．事業者の概要（注１）３．役員等名簿（注２）４．直近２年分の確定申告書の控え等５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類　　（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））６．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）７．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）８．先行技術調査等の結果（注４）　９．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し10．その他補助事業者が定める事項 |
| 事業協同組合等 | １．定款 ２．役員等名簿（注２）３．組合員名簿４．直近２年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの）５．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類　　（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））６．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）７．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）８．先行技術調査等の結果（注４）９．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し10．その他補助事業者が定める事項 |
| 商工会・商工会議所 | １．登記簿謄本等の写し２．役員等名簿（注２）３．直近２年間の決算関係書類の写し４．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類５．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）６．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）７．先行技術調査等の結果（注４）８．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し９．その他補助事業者が定める事項 |
| ＮＰＯ法人 | １．登記簿謄本等の写し２．役員等名簿（注２）３．直近２期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等４．外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類５．外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注３）６．外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）７．先行技術調査等の結果（注４）８．外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し９．その他補助事業者が定める事項 |

（注１）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注２）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注３）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

　　　また、交付申請書の「８．間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注４）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、Ｊ-ＰｌａｔＰａｔ（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、ＰＣＴ国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

様式第１－１の別添

役員等名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

　役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

添付資料10．その他補助事業者が定める事項

 　　 年 月 日

 　　　　 氏名 （選任代理人または企業名） 印

平成３０年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

見積内訳説明書

　平成３０年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる見積書の内訳ついて、下記のとおりご説明いたします。

１．企業名および案件

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 発明の名称等 |  |
| 基礎出願番号 |  |
| 出願予定国 |  |

２．見積書適用レート

※以下の表は１出願国毎に記入し、出願国数に応じて下記表をコピーしてご使用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 国名 |  |
| レート基準日（※１） |  |
|  | 現地通貨（現地庁への支払通貨） | 基軸通貨（現地代理人への支払通貨） | 国内代理人への支払通貨 |
| 通貨 |  |  | 円 |
| 見積書（※２）記載レート |  |  |
| OANDAレート（※３） |  |  |
| 適用レート（※４） |  |  |

（※１）レート基準日とは、見積書作成日または見積書に記載されているレートの算定根拠となった日です。（見積書にレートの記載がない場合は、交付申請書提出日の前日がレート基準日となります。）

（※２）申請書の提出日より1か月以上前に作成された見積書は無効です。

（※３）OANDAレート欄には、見積書作成日のOANDAレート（レート基準日と見積書作成日が異なる場合は、レート基準日のOANDAレート）を下記のサイトから確認し、記載して下さい。併せて、OANDAレートを印刷したものを本書類に添付して下さい。

OANDA Corporation 為替レート　http://www.oanda.com/lang/ja/currency/converter/

（※４）見積書記載レートとOANDAレートに著しい乖離がある場合は、金額が少額となる方のレートを適用して下さい。（※「著しい乖離」について、大阪府では±１０％以上の乖離を目安としています。）